

平成27年12月28日

AFTC INFORMATION

～ 都道府県初の景品表示法に基づく行政処分 ～ 不当表示を行った中古車販売事業者に対し、埼玉県が措置命令 株式会社ローランインターナショナル（埼玉県）

埼玉県は、平成27年12月25日付で、「修復歴の有無に関する不当表示」を行った上記事業者に対し、景品表示法に違反する行為（同法第4条第1項第1号（優良誤認））が認められたため、景品表示法第6条の規定に基づき、措置命令を行いました。

なお、措置命令の権限は、昨年12月の法改正で、都道府県に付与されたものであり、本件は全国初の都道府県が行う行政処分となります。

<違反事実の概要（12月25日付）>

事業者名	所在地	代表者	対象車両台数
株式会社ローランインターナショナル （公取協非会員店）	埼玉県	代表取締役 アブレット アイビブラ	61台

●修復歴の有無に関する不当表示

中古車情報誌「カーセンサー関東版」及び「Goo北関東版」に広告掲載した中古自動車61台について、修復歴がある車両であるにもかかわらず、修復歴「なし」と表示した。

○詳細については、次の埼玉県ホームページをご覧ください。

【12月25日付 措置命令】

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0310/jigyosyasido/documents/tyukosya.pdf>

会員各社に対しましては、このような表示を行わないよう、規約に基づく適正な表示について、再度、周知徹底をお願い致します。

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人自動車公正取引協議会 四輪車業務部まで

TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112